

編集 高石市議会議会運営委員会  
発行 高石市議会事務局  
TEL 265-1001

# たがいし 議会だより

## 平成十九年 第一回定例会

平成十九年第一回定例会は、三月五日に会期十二日間で開催し、十六日に閉会しました。

この定例会では、市長から管理職手当の支給方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について、平成十八年度高石市一般会計補正予算、平成十九年度高石市一般会計予算など議案十九件、諮問一件、報告五件、議会から議案一件、決議案二件、報告五件の総数三十三件が提出され、慎重審議いたしました。

このうち、議案第一号「管理職手当の支給方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について」など五案件は総務文教委員会に、また議案第五号「高石市国民健康保険条例及び高石市老人の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」など二案件は福祉土木委員会にそれぞれ付託され、慎重審査いたしました。

なお、議案第六号「平成十八年度高石市一般会計補正予算」、議案第八号「平成十八年度高石市公共下水道事業特別会計補正予算」の審議において、特定の公共下水道事業の契約を含む事務処理等に関する質疑の中で、この事務処理が本市工事契約事務に関する調査特別委員会の調査中に行われ、また市長から契約事務の改善策が提出されたにもかかわらず、再度、条例、規則等の法令が遵守されず、不適切な処理が繰り返されたもので、財政難の状況から最善の方法との答弁がありました。したが、厳格に法令、契約条項を適用すれば支払工事費をもっと抑えることができたとの指摘もありました。しかしながら、市長をはじめとする理事者職員の答弁が曖昧で二転三転し、また、市や市民にも重大な影響があり契約条項にもある設計図書の一部、特記仕様書（特別にとりあげ、その重要さがはっきりわかるよう書かれた書類）にある家屋調査及び外周構造物調査の永久保存文書がないままに工事代金を支払つ

たことは、後々問題を残すこととなりますが、本件事務処理等については、時間の関係上、真相解明に至らず次の機会に論議することになりました。

また、議案第十一号「平成十九年度高石市一般会計予算」など七会計予算は、議員全員で構成する各会計予算審査特別委員会を設置のうえ、これに付託し、慎重審査いたしました。この内、平成十九年度高石市一般会計予算の審査において、本当初予算は市長選挙等の統一地方選挙のため必要な経費のみ計上した骨格予算でありながら、歳出増の穴埋めのために歳入が七億円も不足し、表面上、財源のないまま予算編成を果たしたとしても市民には赤字であるという実感がわかず、問題が先送りされるだけで論理的な財源の出所はなく、その対応についても不透明なことから、それに関連する五特別会計予算と共に否決しました。

なお、本定例会の冒頭において、高石市工事契約事務に関する調査特別委員会から調査結果報告があり、このことから議会では本市工事契約事務に関する決議を提出のうえ可決し、また議案第二十号「高石市外部監査契約に基づく監査に関する条例制定について」を提出し、市民の監査請求や議会等の要求に対応し、市監査委員を補完するため、全会一致でこれを可決しました。

また、先の平成十八年第四回市議会定例会において、閉会中継続審査の議決を得ていました「平成十七年度高石市一般会計歳入歳出決算認定について」など七会計決算認定については、各会計決算審査特別委員会において慎重審査し、この内、平成十七年度高石市一般会計歳入歳出決算は不認定とし、他の特別会計決算認定は可決しました。これらの結果については、四頁の議決結果一覧表のとおりです。

### 議会日程

#### 第一回定例会の経過

3月

5日・開会

・本会議（一日目）  
・議会運営委員会

6日・本会議（二日目）

・議会運営委員会  
・議会運営委員協議会

7日・本会議（三日目）

・議会運営委員会  
・予算審査特別委員会

8日・本会議（四日目）

・議会運営委員会  
・会派代表者会議  
・福祉土木委員会  
・総務文教委員会

9日・本会議（五日目）

・議会運営委員協議会  
・NPO法人への入会に関する調査特別委員会  
・高石市行財政改革調査特別委員会

10日・本会議（六日目）

・議会運営委員協議会  
・議員全員協議会

11日・本会議（七日目）

・議員全員協議会  
・議会運営委員会

12日・本会議（八日目）

・議会運営委員協議会  
・議員全員協議会

13日・本会議（九日目）

・議員全員協議会  
・議会運営委員会

14日・本会議（十日目）

・議会運営委員会  
・議員全員協議会

15日・本会議（十一日目）

・議員全員協議会  
・各会計決算審査特別委員会

16日・本会議（十二日目）

・各会計予算審査特別委員会  
・閉会

## 2. 本委員会の調査事項

本市工事契約事務に関する事項

## 3. 本委員会の調査方法

本委員会は、理事者から資料の提出を求め、また参考人を召致し、調査を進めてきた。委員会はすべて公開（音声傍聴）で行った。

## 4. 調査内容

平成15年度以降の本市工事契約事務の全般にわたり検閲、検査、調査を行い、全般の調査から①青少年センター解体工事、②羽衣バスターミナル門扉改修、③高石駅西自転車駐車場設置工事の3件に絞り調査を進め、最終的に①青少年センター解体工事について資料要求し、関係人の参考人召致により調査を進めた。

## 5. 指摘事項

### 青少年センター解体工事について

- ① 地方自治法及び高石市契約規則の随意契約の適用事項を超えて随意契約にしたことについて
- ② 地方自治法では、契約額は予算の範囲内でなければならないとする支出負担行為の考え方、併せて予定価格も予算の範囲内の額であることが必要とする考え方について
- ③ 法的根拠のない仮見積りで予定価格の参考、設計金額の代わりとしたことについて
- ④ 当初予算800万円であったものに何故50万円を流用し、追加したのか。また、予算流用にあたり実際の工事金額をいくらか認識したのか
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号で言われる、緊急の必要性の認定は、いつ、誰が行ったのか
- ⑥ 設計図書が作成されていたにもかかわらず、何故、業者を集めて仮見積りを徴取したのか
- ⑦ 本件工事を建築業者5社を対象を絞ったことについて
- ⑧ 施設廃止条例制定後における土地所有者との土地賃貸借契約事務に関することについて

## 6. 本特別委員会の調査結果報告にあたり

これまで議会として、本会議での一般質問をはじめ、総務文教委員会、次に監査委員に対する監査請求、議会自らが検閲、検査をし、究極は百条調査権の発動、参考人の召致と、慎重かつ詳細に調査究明に努めてきた。

議会が住民の代表機関として、長の権限で行った工事請負契約行為の実態を把握し、それに伴う工事が適正に行われているかなど広範にわたり調査してきた。

議会が検査や調査を行ったからといって何ら法的効果が生ずるというものではないが、これらの方法によって住民に代わって行政事務の適正化と公正を確保する意味から、これまで時間をかけて実施してきたものです。

そういったことから、当委員会は提出された諸々の関係書類を検査するとともに、市長をはじめ職員の答弁、また本件の関係者を参考人として召致し、証言を中心に慎重な審査・調査を重ねてきた。その中で、市長は「今日指摘されている工事請負契約事務等については適正を欠いており、深く反省しお詫びする」と発言された。

しかし一方では、この監査結果からは不適切などの指摘は受けていないと発言するなど答弁が二転三転し、また職員の答弁

# 高石市工事契約事務に関する 調査特別委員会調査結果報告

平成18年10月20日に設置しました「高石市工事契約事務に関する調査特別委員会」の調査結果報告（下記）が平成19年3月5日の本会議で報告されました。

## 1. 本委員会設置の経過等について

平成18年6月26日の第2回定例会の一般質問において2名の議員から、青少年センター解体工事に関して請負業者名、工事金額、入札及び契約方法、談合に対する罰則規定、随意契約に関する規程等について質問がなされ、理事者から、「規定から考えれば、この規定の趣旨から言って逸脱している可能性も考えられますので、今後、より適正に契約事務について図っていきたいと考えております」との答弁があった。このことにより総務文教委員会の招集請求がなされ、平成18年7月5日、6日の2日間にわたり総務文教委員会が開催され、慎重に調査が行われた後、法第98条第2項の規定に基づく監査請求と臨時会召集請求が議決された。

この監査を求める事項については、「平成15年度以降の本市の請負契約事務が適正に行われているか」として、①契約の方法に誤りがないか ②契約の性質・目的に照らして妥当であるか ③随意契約による場合その理由は適正か④特定人だけ指名して契約を結んでいないか ⑤入札参加者の資格が政令で定める他、長の定めた要件を厳格に守られているか ⑥予定価格の算定は適正に行われているか ⑦入札開札は公正に行われているか ⑧落札者の決定は適正な手続き等に基づき行われているか ⑨契約条項の内容は適正か ⑩監督、検査は的確に行われているかの10項目を監査請求した。

平成18年8月3日の第2回臨時会において、請負契約に関する事務の監査請求を可決し、監査委員に監査の請求と報告を求めた。平成18年10月20日の第4回臨時会において、監査委員から監査の結果に関する報告を受け、同日、監査委員からの監査の結果に関する報告及び先に閲覧した資料内容を勘案し、本市工事契約事務に関する事項の検査を行うため、法第98条第1項の権限を委任した議員全員による委員17名で構成する高石市工事契約事務に関する調査特別委員会を設置し、正副委員長を選出した。

平成18年11月24日の第5回臨時会において、「高石市工事契約事務に関する調査特別委員会への100条調査権の委任について」を可決した。

平成19年1月26日、29日、30日、2月1日、5日、8日の本特別委員会において、本件調査の関係人を参考人として召致し、調査を進めた。

### ○委員会等の開催経緯

委員会・・・29回  
協議会・・・9回  
参考人・・・18名（1名欠席）  
説明員・・・延べ303名

# 決議

市議会では、第1回定例会において、次の決議を可決しました。

## 高石市工事契約事務に関する決議

高石市議会はこれまで本市の工事請負契約事務について強い疑問を感じ、監査委員に監査請求をし、その結果報告を求め、また地方自治法第100条を委任した調査特別委員会を設置して約半年間を費やして、①契約の方法に誤りはないか ②契約の性質・目的に照らして妥当であるか ③随意契約による場合その理由は適正か ④特定の者だけを指名した契約が行われていないか ⑤入札(見積)参加者の資格が政令で定める他、長の定めた要件を厳格に守られているか ⑥予定価格の算定は適正に行われているか ⑦入札・開札は公正に行われているか ⑧落札者の決定は適正な手続き等に基づき行われているか ⑨契約条項の内容は適切か ⑩監督、検査は的確に行われているか等、詳細にわたり調査、検査を実施してきた。

その中で、工事請負契約を執行する過程においてその進め方や契約方法、業者選定、契約規則の適用、文書規則の遵守、人事異動の際の事務引継ぎなど諸々の問題点があることが判明した。また、これらの問題点は事務担当者やそれを管理する立場のものが法令や規則を遵守する強い気持ちで取り組めばさほど困難なことではないものと感ずるものである。しかもこういった問題点をこれまで放置してきた市長をはじめ管理者の責任は到底看過することはできない。

よって、高石市議会として今後二度とこういうことが起きないようにし、本市の工事契約の全過程を透明化するとともに公平性を確保するため、入札制度検討委員会の設置等、入札制度の抜本的な見直しを市長が率先して早急に改善策を講じ、この不適切な事態を早期に是正されるよう強く要望する。

からは、つじつまの合わない誤解を招くような答弁が繰り返された。このことは市長と職員の間で意思疎通がうまくいっていない、下意上達がなされていないように感じられ、また、参考人からは青少年センター解体工事については、参加業者が一堂に集められ仮見積りを依頼され、その後、本見積りという今まで例のない初めてのことであったなどの発言があり、さらに、緊急性があるとして随意契約に決定した経緯については、参考人と職員の発言にずれがあり、その決定の判断等、なお疑問が深まった幸いです。

そういった中で契約事務取扱いの不備、契約規則の遵守、文書規則の遵守、人事異動の際の事務引継ぎの不徹底等、また市長が終始、質問の本質に答えることなくわき道にそらす答弁を繰り返されたことにより、長時間の委員会になったものであり、行政の長として明確に責任のある答弁をされることを強く求めると共に、問題点が多くあることを確認し、これをここまで放置した管理者の責任問題を含め、今後の市長をはじめ執行部の対応を厳しく見守ることとし、地方自治法第100条の調査権を持つ委員会といえどもおのずと限界があり、多くの疑問が残るところではありますが、これ以上の調査は極めて困難であり、こういう事態が二度と起きないように改善を求め、ここに本調査を終了するものです。

## 7. 調査結果報告

これまでの調査を進めた過程で、今まで公表していなかった予定価格を事後公表するに至り、これによって市民が入札状況を監視できる道を開くことができた。また、市がこれまで工事請負契約に当たり安易に随意契約に頼ってきたことが明らかになったことから、特別委員会が法令遵守を指摘したところ、契約事務の改善に取り組み、契約・検査を専門とする執行機関の設置、設計部門の充実が必要との認識がされたことも重要な成果である。

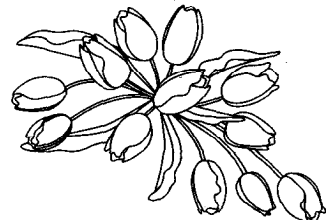
審議調査が集中した「青少年センター解体工事」契約事務については、市長の発言が「適正を欠いた、お詫びする」、「監査結果からは、不適切な指摘はない」と、再々変わり、これが調査を混乱・長期化を招いた要因のひとつとなったことを強く指摘する。

「青少年センター解体工事」の契約事務では、予定価格の参考のために事前に理由も告げずに業者から見積りを徴取したことと、法令で定めた随意契約の規定から違反していることが調査の経過で明白になり、私法上の契約の有効性に疑義が生じている。

これらのことから、早急な「公正・透明性でかつ競争性のある入札制度の確立」を強く要望する。

なお、市長と市長の政治団体の代表者が経営する企業との関係については、市民から疑惑をもたれないように政治的・道義的にけじめのある関係を求めるものである。

最後に、市長の与党といわれる議員団(平田・綿野)と議員(松尾)が質疑に加わりとせず一貫して反対の態度をとられたことは、極めて遺憾であることを申し添え、本件調査報告とする。



平成十八年十二月第四回定例会後の主な議会活動は次のとおりです。

- 12月
- 27日・高石市泉大津市墓地組合議会議事第三回定例会
- 26日・合議会第四回定例会
- 25日・堺市高石市消防組合議会第三回定例会
- 26日・泉北環境整備施設組

- 2月
- 2日・大阪府市議会議長会臨時総会
- 22日・平成十七年度各会計決算審査特別委員会
- 18日・石油基地防災対策都市議会協議会
- 16日・高石市工事契約事務に関する調査特別委員会

- 3月
- 1日・大阪府市議会議長会総会
- 28日・議会運営委員会
- 16日・大阪府南部市議会議長会総会
- 15日・泉北環境整備施設組合議会第一回定例会
- 14日・全国高速自動車道市議会協議会総会

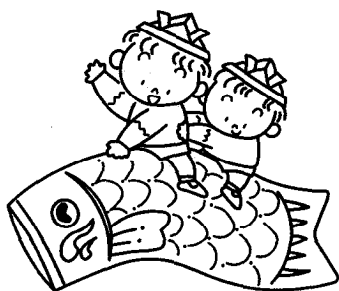
- 1月
- 16日・高石市工事契約事務に関する調査特別委員会
- 16日・議会運営委員会
- 16日・2月23日
- 9日・南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議事第一回定例会
- 6日・泉北水道企業団議会議事第一回定例会

- 9日・全国市議会議長会産業経済委員会
- 14日・全国高速自動車道市議会協議会総会
- 15日・泉北環境整備施設組合議会第一回定例会
- 16日・大阪府南部市議会議長会総会
- 28日・議会運営委員会
- 1日・大阪府市議会議長会総会

議決結果一覧表(平成19年第1回市議会定例会)

Table with 4 columns: 議案番号, 件名, 議決年月日, 結果. Contains 10 items including budget approvals and reports.

Table with 4 columns: 議案番号, 件名, 議決年月日, 結果. Contains 20 items including ordinance amendments and budget approvals.



本号では、第一回定例会の概要等を編集いたしました。編集上のご意見などございましたら議会事務局までお寄せください。

春の訪れとともに、公園などでは色とりどりの草花がいつせいに咲きました。風薫るさわやかな好季節となり、大空に泳ぐ鯉のほりも気持ちよさそうです。市民の皆様には、お元気で過ごさしのことと存じます。

